



「ながら運転」罰則強化！！

～違反点数・反則金が約3倍に引き上げ!!～

携帯電話使用等による交通事故件数は年々増加傾向にあるなど、運転中にスマートフォンやカーナビなどを見たり操作したりする、いわゆる「ながら運転」が大きな問題になっています。さらに「ながら運転」による交通死亡事故は毎年発生しており、幼い児童が亡くなる悲惨な交通事故も発生しています。

本年6月、国会にて道路交通法が改正され、運転中の携帯電話、スマートフォンなどを使用する「ながら運転」が厳罰化され、12月1日から施行されます。

これに伴い、携帯電話使用等違反に関する罰則・点数・反則金が大幅に引き上げられます。

◆携帯電話使用等に関する罰則・違反点数・反則金の引き上げ

①交通の危険を生じさせた場合

改正前

【罰則】
3月以下の懲役または5万円以下の罰金
【違反点数】
2点
【反則金】
大型12,000円 普通 9,000円
二輪 7,000円 原付 6,000円

改正後

【罰則】
1年以下の懲役または30万円以下の罰金
【違反点数】
6点（免許停止処分）

反則金ではなく、全て罰則を適用

②携帯電話の使用等（保持）

改正前

【罰則】
5万円以下の罰金
【違反点数】
1点
【反則金】
大型 7,000円 普通 6,000円
二輪 6,000円 原付 5,000円



改正後

【罰則】
6月以下の懲役または10万円以下の罰金
【違反点数】
3点
【反則金】
大型25,000円 普通18,000円
二輪15,000円 原付12,000円



NO!

ながら運転!



岐阜県警交通安全情報のツイッターを配信しています！
定期的に県内の交通安全情報についてツイートしています。

ツイッター URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>

QRコード



ツイッター
のフォローを
お願いします
(^^)/

